

資料提供先：中国地方建設記者クラブ
合同庁舎記者クラブ
山口県政記者クラブ
山口県政記者会
県政滝町記者クラブ
防府記者クラブ
防府市政クラブ
周南記者クラブ



佐波川水系河川整備計画（国管理区間）を策定しました

国土交通省中国地方整備局では、平成 26 年 5 月 29 日に「佐波川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下、本計画）を策定しました。

佐波川水系では平成 18 年 11 月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「佐波川水系河川整備基本方針」（以下、基本方針）が策定されています。本計画は、この基本方針に基づく段階的な計画であり、佐波川水系の国が管理する区間における今後概ね 30 年間の治水、利水、河川環境に関する整備目標や具体的な実施内容を示したものです。

また、本計画を策定するにあたっては、佐波川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者や専門家で構成される「佐波川の未来を考える学識懇談会（座長：山口大学 羽田野袈裟義 教授）」から意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさん、さらに山口県知事をはじめ、関係市長からのご意見を伺い策定に至っています。

本計画は、下記のホームページからご覧になれます。

記

中国地方整備局河川部ホームページ

URL： <http://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/kasen/index.htm>

「河川整備基本方針・河川整備計画」 「佐波川水系」よりご覧ください。

山口河川国道事務所ホームページ

URL： <http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/river/saba/>

「河川整備基本方針・河川整備計画について」 「佐波川水系河川整備計画【国管理区間】を策定しました。」よりご覧ください。

別添 1：佐波川水系河川整備計画【国管理区間】の策定までの経緯

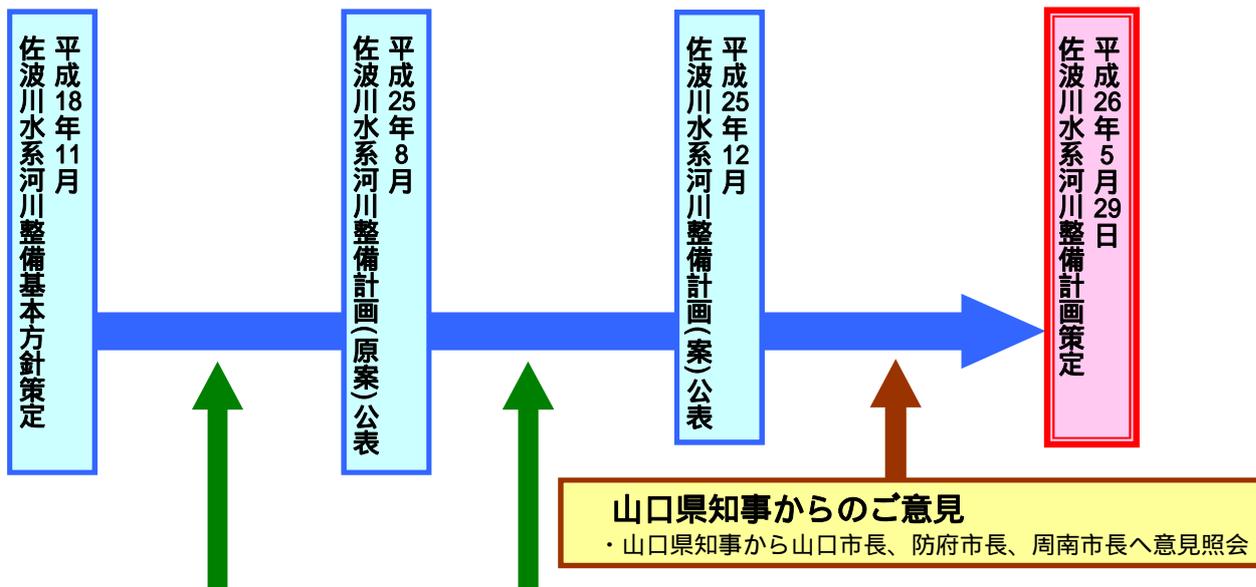
別添 2：佐波川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

(問い合わせ先)	国土交通省中国地方整備局	電話番号(082)221-9231(代表)
	河川部 河川計画課長	榎谷 有吾(ますや ゆうご)(内線3611)
	建設専門官	後藤 誠志(ごとう せいし)(内線3617)
	担当事務所 山口河川国道事務所	電話番号(0835)22-1890(河川管理課)
	副所長	友澤 晋一(ともざわ しんいち)(内線204)
	河川管理課長	阪木 浩二(さかき こうじ)(内線331)
(広報担当窓口)	国土交通省中国地方整備局	電話番号(082)221-9231(代表)
	総務部 広報広聴対策官	坂本 繁幸(さかもと しげゆき)(内線2117)
	企画部 環境調整官	田尾 和也(たお かずなり)(内線3114)

策定までの経緯

佐波川水系では平成18年11月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「佐波川水系河川整備基本方針」が策定されています。これに基づき、佐波川水系の国が管理する区間において、段階的な河川整備を行うための計画として「佐波川水系河川整備計画【国管理区間】」(以下、本計画)を平成26年5月29日に策定しました。

本計画を策定するにあたっては、佐波川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者で構成される「佐波川の未来を考える学識懇談会」からご意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさん、さらには山口県知事をはじめ、関係市町からご意見を頂きながら進めてきました。



各分野の学識者や専門家からのご意見

・平成19年6月～平成25年12月 第1～6回「佐波川の未来を考える学識懇談会」開催

地域のみなさんからのご意見

・平成19年12月～平成25年9月 アンケート、住民説明会「佐波川の未来を考える住民説明会」、原案への意見募集

各分野の学識経験者からの意見聴取

佐波川の未来を考える学識懇談会



学識経験者による懇談会を整備計画策定までに6回開催し、専門分野について意見を伺いました。

佐波川の未来を考える学識懇談会 委員名簿

氏名	職名(専門分野)
ありよし 有吉 宏樹	元山口経済研究所 常務理事 (経済)
さかい 酒井 治己	水産大学校 教授 (魚類)
なかもと 瀧本 浩一	山口大学 准教授 (河川工学)
なかにし 中西 弘	山口大学 名誉教授 (水質)
にしやま 西山 壯一	山口大学 名誉教授 (水利)
はらの 羽田野 袈裟義	山口大学 教授 (河川工学)
おきさか 脇坂 のぶひさ 宣尚	宇部フロンティア大学 短期大学部 名誉教授 (自然環境)

(敬称略 五十音順)

地域のみなさんからの意見聴取



アンケートや説明会などにより総数で127件のご意見を頂きました。主な内容としては、治水事業の推進、水辺空間の整備、樹木伐採やゴミの不法投棄の対応など適正な維持管理といった意見を頂いています。

佐波川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

河川整備の基本理念および対象区間・期間

基本理念

【治水】安全・安心な暮らしを守る

過去の水害による被害や地形特性、背後地の状況等を踏まえ、河川整備基本方針で定めた目標に向け、本計画期間内において実現可能な段階的整備と効果的かつ効率的な河川の維持管理を行い、安心して暮らせる安全な佐波川の実現を目指します。

【利水】地域に潤いを与え、暮らしを支える

農業用水や都市用水等、既得水利の安定供給と動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生等、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保するとともに、関係機関との連携により河川の適正な利用を促進し、地域に潤いを与え、暮らしを支えます。

【河川環境】川の流が生み出す良好な環境及び景観を次世代に引き継ぐ

関水に見られる流域の歴史・文化・風土に深く根ざしている佐波川の現状を踏まえ、佐波川と人々との関わりに配慮しつつ、多様な動植物が生息・生育する佐波川の豊かな河川環境、豊かな自然が織りなす良好な河川景観、清らかな水の流れ、誰もが自由に安心して快適に利用できる河川空間の保全等を図り、住民と連携しながら、佐波川の流が生み出す良好な環境及び景観を次世代に引き継ぎます。

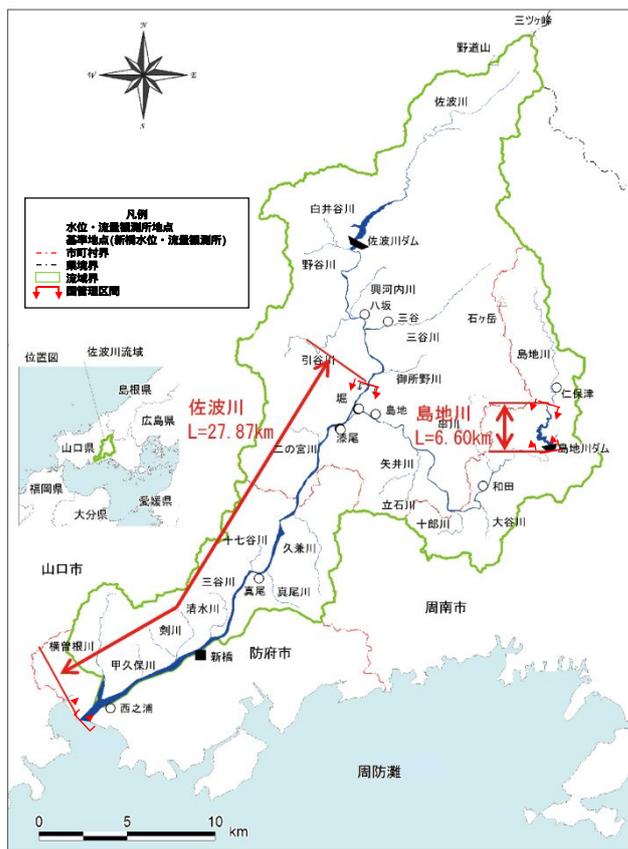
対象区間

佐波川水系の国が管理する区間（下図参照）

対象期間

今後概ね30年間

佐波川水系河川整備計画【国管理区間】の対象区間



河川名等	上流端	下流端	延長 (km)
佐波川	左岸：山口県山口市徳地堀字土井の内 2356 番の 1 地先 右岸：山口県山口市徳地堀字北野 835 番地先	海に至る	27.87
島地川 ダム	左岸：山口県周南市大字巢山字川尻 1027 番地先 右岸：山口県周南市大字巢山字出合 1475 番地先	左岸：山口県周南市大字高瀬字下地吉 26 番地先 右岸：山口県周南市大字高瀬字石原迫 431 番地先	6.60

佐波川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

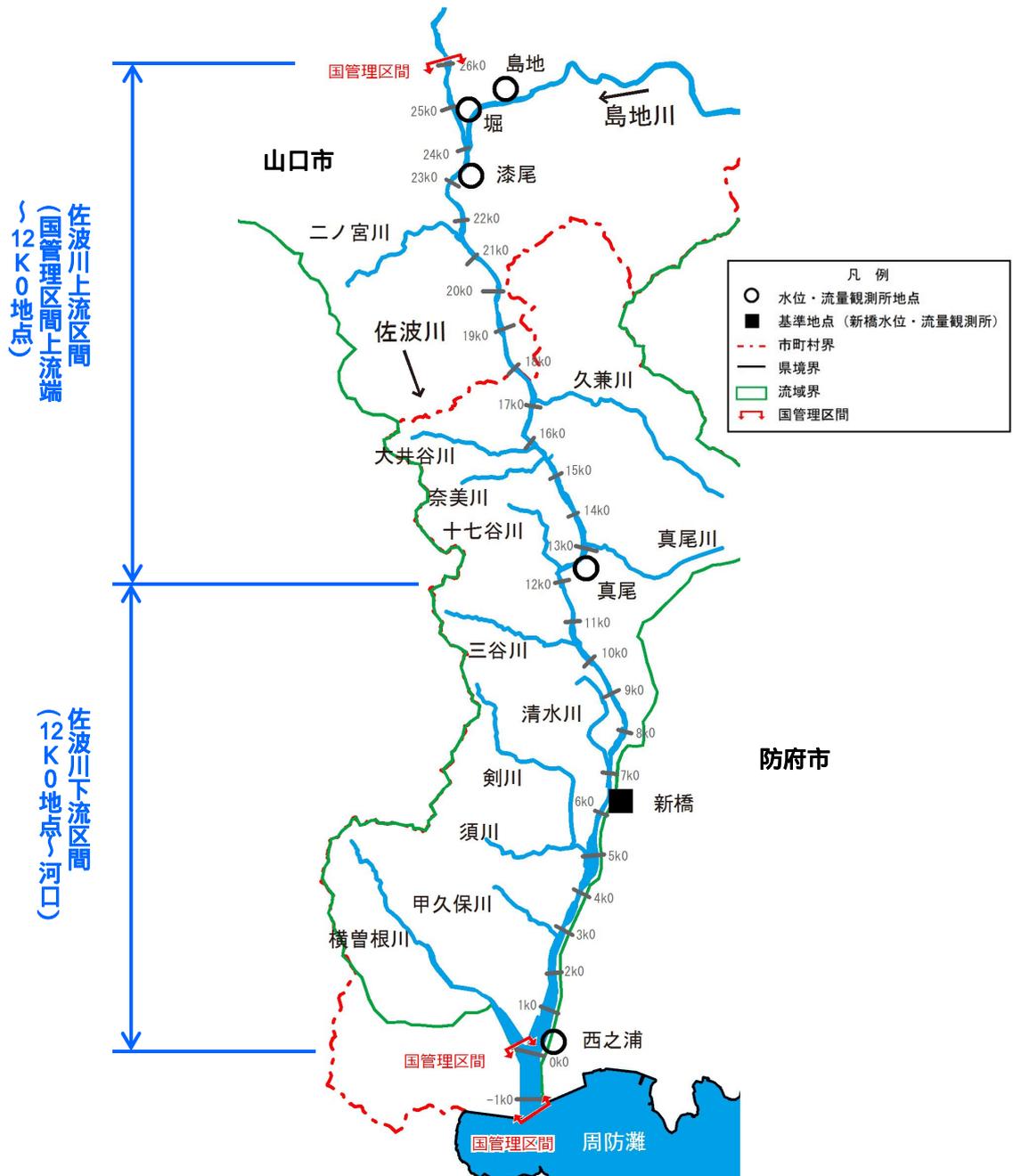
洪水等による災害の発生の防止または軽減

目 標

安全・安心な暮らしを守る

長期的な治水目標である河川整備基本方針で定めた目標を達成するためには、多大な時間を要するため、上下流バランスを踏まえつつ、段階的な整備により洪水等による浸水被害の発生の防止、軽減を目標とします。

本計画に定めた河川整備の実施後には、下流区間（上右田堰より下流）においては、戦後最大洪水である昭和26年7月規模の洪水が再び発生した場合でも浸水被害を防止することが可能となり、また上流区間（上右田堰より上流）においては、戦後第2位の洪水である昭和47年7月規模の洪水が再び発生した場合でも家屋の浸水被害の発生を防止することが可能となります。



佐波川(国管理区間)の地区分割

佐波川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

洪水等による災害の発生防止または軽減

整備等の内容

下流	区間（佐野地先、大崎地先）：築堤
下流	区間（畑地先、真尾地先、和田地先）：河道掘削、浸透対策
上流	区間（奈美地先、真尾地先、和字地先）：築堤、河道掘削
上流	区間（岸見地先、麻生地先、伊賀地地先）：築堤、河道掘削、浸透対策
上流	区間（庄方地先、堀地先）：築堤

整備内容

1 堤防・河道の整備

堤防整備については、堤防の高さや幅が不足している区間の整備を行います。また、堤防整備を実施しても、流下能力（洪水を安全に流せる流量：河道の断面で決まる）が不足している箇所においては、流下能力確保のために河道掘削や樹木伐開を行います。

2 支川合流点の開口部処理

佐波川本川の河川整備後も、佐波川本川の背水により浸水被害が発生するおそれのある支川合流点の開口部については、関係機関と協議の上、当該地点処理の検討を行い、必要に応じて対策を行います。具体的な整備方法については、支川管理者及び地元自治体と協議し、必要な対策を行います。

また、支川合流点は中州や水際植生等の良好な河川環境が形成されていることから、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。

3 河川構造物の耐震対策及び津波対策

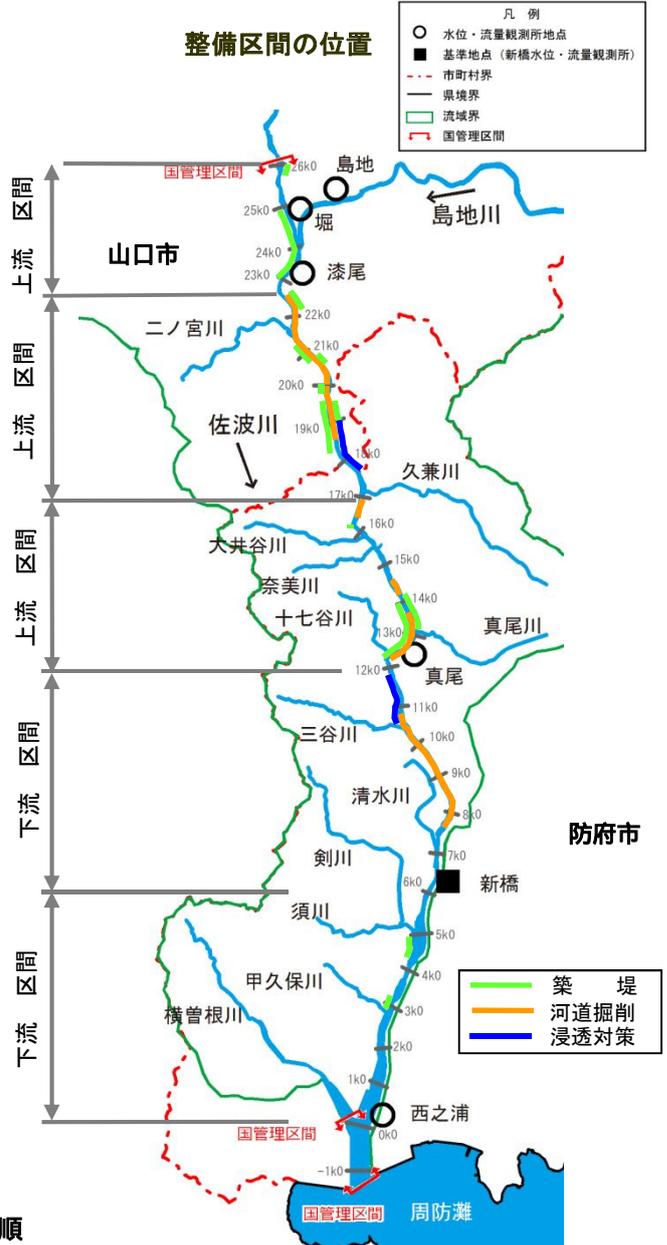
河川構造物の耐震性能照査を実施し、地震による損傷や機能低下、それにとまなう河川水や津波による浸水被害のおそれのある場合には必要な対策を行います。なお、耐震性能照査を実施するための津波の水位等については、山口県で検討される施設計画上の津波水位と整合を図りながら適切に設定します。

また、津波の襲来に備え、河川管理施設の補強を行うとともに、操作の遠隔化等の必要な対策を行います。

4 防災拠点の検討

水防作業ヤードや緊急用資機材の備蓄基地等の災害時における水防活動や災害復旧の拠点、並びに災害情報の集配機能、水防団等の活動拠点機能、物資輸送の基地機能等の水防活動を支援する機能を併せ持つ拠点について、必要に応じて、関係機関と連携しながら検討・整備を行います。

整備区間の位置



整備区間	主な整備内容	整備計画期間
下流Ⅰ・Ⅱ区間	築堤、河道掘削	→
	浸透対策	→
上流Ⅰ区間	築堤、河道掘削	→ (継続整備中)
上流Ⅱ区間	築堤、河道掘削	→
	浸透対策	→
上流Ⅲ区間	築堤	→

※整備の基本的な考え方を示すものであり、洪水被害等の実態に合わせて変更する場合があります。

佐波川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持

目 標

地域に潤いを与え、暮らしを支える

農業用水や上水道用水、工業用水等の利水の現況、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮した流水の正常な機能を維持するため、必要な流量を目標として定めて、その確保に努めます。目標とする流量は、新橋地点において1月～5月は概ね1.5m³/s、6月～12月は2.5m³/sとします。

また、渇水が発生した場合であっても、その影響を最小限に抑えるため、利水者や関係機関、地域住民と情報の共有や対策の協議を実施し、佐波川における適正な水利用を推進します。

整備等の内容

(1) 正常流量の確保

・関係機関と連携して必要な流量の確保に努めます。

(2) 渇水への対応

・佐波川渇水（節水）対策に基づき取水制限を行います。
・節水意識の向上に努めます。

河川環境の整備と保全

目 標

川の流れが生み出す良好な環境及び景観を次世代に引き継ぐ

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

干潟、瀬と淵、ワンド、湿地、水際植生等の良好な河川環境について、定期的に経過監視し、改修を行う際には多様な河川環境を考慮して動植物の生息・生育・繁殖環境の維持・保全等に努めます。

(2) 水質

河川の利用状況、現状の良好な水環境、周辺地域の状況等を考慮した上で、下水道等の関連事業や関係機関との連携と調整及び地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に引き続き努めます。

(3) 河川空間利用

環境学習の場として整備した箇所継続的な利用促進と関係自治体や周辺地域でのまちづくり等と連携し、住民の方の憩いの場として誰でも自由に安心して快適に利用できる河川空間の形成・維持に努めます。

整備等の内容

・各箇所の特徴や生態系ネットワークにも配慮した河川整備を推進します。
・箇所毎の特性や地域のニーズ、ブロック別管理方針等を踏まえ、河川管理者と自治体、地域住民が連携し、周辺地域と一体となって安全で快適な利用ができるように河川空間の整備を行います。



生態系ネットワークイメージ図

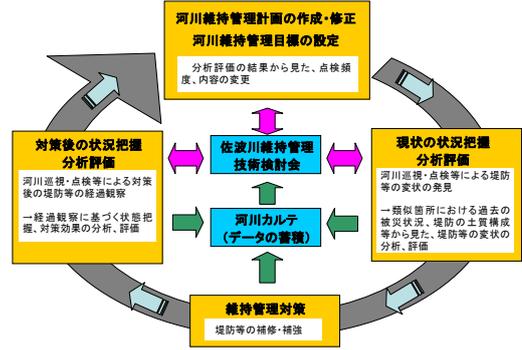


ブロック別管理方針と空間整備箇所図

佐波川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

維持管理

佐波川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「河川維持管理計画<佐波川>」を定め、これらに沿った、計画的な維持管理を継続的に行うとともに、河川の状態把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により効率的、効果的に実施し、必要に応じて河川の修繕を行います。



サイクル型維持管理のイメージ

佐波川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項

佐波川水系の河川の特徴を踏まえ、河川の維持管理上留意すべき河川特性等を **(1) 取水堰改築に伴う河床変動の把握**、**(2) 砂州等の上昇対策**、**(3) 河道内樹木対策**、**(4) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全**、**(5) 河川管理施設・許可工作物の老朽化対策** と定め、河川の状況を把握します。

(1) 取水堰改築に伴う河床変動の把握

上右田堰の上下流における河床変動状況、河床材料の変化を把握し、把握したデータをもとに必要な応じ対策や、取水堰管理者に対する確かな取水堰操作及び維持管理が実施されるように適切な指導を行います。

(2) 砂州等の上昇対策

出水後のモニタリングにより、堆積量や河床材料の把握を行い、必要に応じて堆積土砂の撤去を行います。

(3) 河道内樹木対策

河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、河川管理上の支障とならないように、生物の繁殖期等を考慮し、計画的に伐開（樹木伐採）を行います。

(4) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

佐波川における良好な河川環境や砂州堆積、樹木繁茂等の状態について、定期的に経過観察等を行うとともに、河川利用に係る河川の状況を把握し、動植物の生息・生育・繁殖環境を適切に維持します。

(5) 河川管理施設・許可工作物の老朽化対策

定期的な点検等を実施し、計画的に維持補修等を行います。

また、許可工作物についても、河川管理施設と同様に施設の適切な維持管理がなされるように、施設管理者を指導します。

その他の河川維持管理に関する事項

佐波川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項だけでなく、佐波川水系の有する治水、利水、環境に関する多様な機能を維持管理するために、次に掲げる事項を継続して実施します。

- ・基本データの収集
- ・河道及び河川管理施設等の状態把握
- ・河道流下断面の確保
- ・河岸の維持管理
- ・堤防の維持管理
- ・護岸、根固め、樋門等施設の維持管理
- ・島地川ダムの維持管理
- ・河川管理施設の操作
- ・河川空間利用状況の把握
- ・河川区域等の維持管理
- ・不法行為への対策
- ・水防活動等への対応
- ・情報の提供
- ・洪水ハザードマップ等の作成支援
- ・水質事故対策
- ・渇水への対応
- ・災害復旧
- ・メディアと協力した情報提供
- ・河川水難事故防止の取り組み
- ・ホームページによる情報発信

佐波川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

- ・ **さらなる治水安全度向上に資するための調査・検討**

効率的に治水安全度の向上が図られるように、流域内の洪水調節施設による洪水調節の調査・検討を行います。その際、既存施設の有効活用等について、関係機関と調整を図ります。

- ・ **その他の施策との連携**

整備の円滑化のため、異なる管理者との事業調整や都市計画、景観、水環境等に関する施策との調整、道路管理者との調整を図ります。

- ・ **流域における住民意識の向上**

NPOや市民団体、自治体等との連携・協働体制のさらなる強化に努めます。また、取り組みの中心となるリーダー等の人材育成活動として出前講座等の支援に努めます。

- ・ **社会環境の変化への対応**

地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策や組織づくり等のソフト対策に努めるとともに、本計画自体も社会環境の変化に対して順応的な対応を図ることができるように柔軟に運用します。

参考資料

中国地方整備局管内

1級水系直轄管理区間（13水系）における河川整備計画策定状況

千代川水系河川整備計画	平成19年 5月16日
高津川水系河川整備計画	平成20年 7月 3日
芦田川水系河川整備計画	平成20年12月 4日
天神川水系河川整備計画	平成22年 3月 5日
斐伊川水系河川整備計画	平成22年 9月30日
高梁川水系河川整備計画	平成22年10月14日
太田川水系河川整備計画	平成23年 5月16日
旭川水系河川整備計画	平成25年 3月15日
佐波川水系河川整備計画	平成26年 5月29日

【河川法】抜粋（河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。